

許可番号 第04553003809号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県鹿児島市東谷山五丁目20番11号
氏 名 株式会社サニタリー 代表取締役 池本 宗隆
(法人にあつては名称及び代表者氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日

平成25年12月26日

許可の有効年月日

平成32年12月25日



1. 事業の範囲

積替え・保管の有無 なし

特別管理産業廃棄物の種類

汚 泥 (有機燐化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン又はベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物 以上5種類
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成14年1月17日 第4553003809号	新規許可 ①業の種類 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない。） ②取り扱う産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上5種類
平成19年1月17日 第4553003809号	更新許可
平成24年1月17日 第04553003809号	更新許可
平成25年12月26日 第04553003809号	更新許可（産業廃棄物処理業者の優良基準適合） ①業の種類 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない。） ②取り扱う産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上5種類 以下余白

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

(別記)

- 1 事務所及び事業所の所在地
[事務所] 鹿児島県鹿児島市東谷山五丁目20番11号 電話番号：099-268-2014
[事業所] 鹿児島県鹿児島市谷山港三丁目4番7号 電話番号：099-262-1764

2 事業の用に供する施設の種類及び数量

[運搬車両]

清掃車	鹿児島88い864 (3.40t)	鹿児島88き1424 (10.0t)	鹿児島88き1518 (10.0t)
	鹿児島800か1554 (10.0t)	鹿児島800か1567 (10.0t)	鹿児島800か1568 (10.0t)
	鹿児島88き1708 (10.0t)	鹿児島88き1709 (10.0t)	鹿児島88き1797 (10.0t)
	鹿児島88き1806 (10.0t)	鹿児島88き1808 (10.0t)	鹿児島88き1812 (10.0t)
	鹿児島88き1818 (10.0t)	鹿児島88き2250 (10.0t)	鹿児島88き2251 (10.0t)
	鹿児島88き469 (6.00t)	鹿児島88き470 (6.00t)	鹿児島800あ2598 (1.80t)
糞尿車	鹿児島800あ1060 (3.30t)	鹿児島800あ2882 (3.52t)	鹿児島800あ2883 (3.52t)
ダンプ	鹿児島11き1956 (10.0t)	鹿児島11き2120 (10.0t)	鹿児島11い2802 (3.75t)
	鹿児島100あ2847 (3.80t)	鹿児島11い3313 (3.00t)	鹿児島100あ5631 (3.65t)
キャブ	鹿児島11き5052 (10.5t)	鹿児島11い6099 (3.70t)	鹿児島100か5777 (4.70t)
	鹿児島100か6540 (4.70t)		
バン	鹿児島100あ1287 (2.00t)	鹿児島100あ3925 (3.70t)	鹿児島100あ2059 (1.50t)
	鹿児島11い5913 (2.00t)	鹿児島100あ5639 (3.30t)	
塵芥車	鹿児島800あ464 (2.95t)		

合計37台

[積替え又は保管施設]

なし

- 3 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

4 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）の規定を遵守すること。